

日本特殊製法塩協会 会費規定

平成 27 年 12 月 1 日制定

平成 29 年 5 月 16 日改定

(会費種類と金額)

第1条 会費の種類と金額は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|-----------|
| (1) 入会金 | 30,000 円 |
| (2) 年会費 | 10,000 円 |
| (3) 従量会費 | 0.10 円/kg |

2 従量会費対象の商品の販売量が、年間 10 トン未満の場合、単価を 0 円とする。

(従量会費)

第2条 従量会費とは、食用に供されるもので、会員が特殊製法塩製造業者、特殊用塩製造者、塩特定販売業者、特殊用塩特定販売業、自社ブランド品販売業者として販売した数量を対象とした会費である。量目や販売先の業種の制限はなく、販売した全てが対象となる。(自家消費は対象外)

2 従量会費の対象となるのは、次のとおりとする。

- (1) 特殊製法塩製造業者、特殊用塩製造者、塩特定販売業者および特殊用塩特定販売業の場合、財務省への報告している販売数量等報告書の販売量
- (2) 自社ブランド品販売業者の場合、他者へ販売した特殊製法塩等の数量

(申告)

第3条 対象となる従量会費の数量は、前年度販売実績(4 月 1 日～翌年 3 月 31 日)として算出する。会費申告書をもって、協会に自己申告をする。申告受付は、毎年 4 月 1 日～5 月 20 日までとする。

(請求および入金)

第4条 従量会費は会員からの申告を元に、協会から請求書を発行し、また、年会費についても同時に請求書を発行し会員に送付する。入金期限は、同年 7 月末までとする。

(返金)

第5条 既納会費については、正当な理由がない限り、これを返還しない。